

株 主 各 位

富山県射水市奈呉の江12番地の2
黒 谷 株 式 会 社
代表取締役社長 黒 谷 純 久

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年11月26日（月曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年11月27日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 富山県富山市堤町通り一丁目4番3号
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール
(開催場所は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第33期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| | 以 上 |

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kurotani.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kurotani.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く外部環境は、第3四半期前半までは、米国を中心に先進国は良好に推移。中国等、新興国も先進国経済に引っ張られる形で底堅い動きとなったことから、全体では予想を上回る成長となり順調に推移いたしました。しかしながら、第3四半期後半から米国の保護主義の動きが強まり、米中間を中心に通商問題を巡る世界的な緊張が拡大、また、米国の金利引上げに端を発した新興国経済の不安定化など、力強い成長を見せていた世界経済に先行き懸念が出てきました。

当社グループの主力取扱商品価格に影響を及ぼす銅価格は、6月初旬にロンドン金属取引所銅3カ月先物価格で4年5か月ぶりの戻り高値を付けるなど堅調に推移していましたが、その後、2か月間で約1,600ドル(21.4%)の急落となり、在庫評価損益の悪化や市場流通量の減少による国内需給の引き締めから利鞘が悪化するなど当社を取り巻く市況環境は大きく変化いたしました。

このような状況の中、販売数量全体では、当社計画は上回りましたが、前年度比7.2%の減少となりました。内訳といたしまして、船舶向け原材料が前年度比15.0%減少し、インゴット全体では前年度比2.0%の減少となりました。スクラップは、製錬会社向け故銅が前年度比20.1%減少し、スクラップ全体では前年度比8.9%の減少となりました。

しかしながら、円ベース銅価格は、第4四半期こそ下落したものの期中を通して高く推移したため、前年度比では19.5%の上昇となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は567億91百万円(前連結会計年度比7.4%増)、営業利益は7億45百万円(同64.5%減)、経常利益は6億76百万円(同59.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億62百万円(同55.4%減)となりました。

事業別では、非鉄金属事業売上高は563億37百万円(前連結会計年度比7.5%増)、美術工芸事業売上高は4億53百万円(同4.5%減)となりました。

また、品目別の内訳につきましては、インゴット売上高は173億46百万円（前連結会計年度比16.4%増）、スクラップ売上高は388億75百万円（同4.0%増）、その他売上高は5億69百万円（同4.7%減）となりました。

個別決算の業績につきましては、売上高は567億91百万円（前事業年度比7.9%増）、営業利益は7億56百万円（同63.5%減）、経常利益は6億72百万円（同59.3%減）、当期純利益は4億57百万円（同54.9%減）となりました。

・企業集団

事業区分	第32期 (平成29年8月期)		第33期 (平成30年8月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
非鉄金属事業	52,393,716	99.1	56,337,652	99.2	3,943,935	7.5
美術工芸事業	475,051	0.9	453,715	0.8	△21,336	△4.5
合計	52,868,768	100.0	56,791,367	100.0	3,922,599	7.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、1億62百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 30 期 (平成27年8月期)	第 31 期 (平成28年8月期)	第 32 期 (平成29年8月期)	第 33 期 (当連結会計年度) (平成30年8月期)
売 上 高 (千円)	—	42,955,523	52,868,768	56,791,367
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	—	△458,888	1,678,853	676,355
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (千円)	—	△389,248	1,037,139	462,992
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	△27.15	72.34	32.29
総 資 産 (千円)	—	14,375,755	17,305,660	18,067,207
純 資 産 (千円)	—	6,607,025	7,739,165	7,976,824
1株当たり純資産額 (円)	—	460.84	539.81	556.38

- (注) 1. 当社では、第31期より連結計算書類を作成しているため、第30期以前の各数値については記載しておりません。
2. 平成30年3月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第31期(平成28年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用し、第32期より繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 30 期 (平成27年8月期)	第 31 期 (平成28年8月期)	第 32 期 (平成29年8月期)	第 33 期 (当事業年度) (平成30年8月期)
売 上 高 (千円)	56,068,153	43,541,745	52,632,111	56,791,367
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	99,753	△416,260	1,651,866	672,204
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	102,897	△347,969	1,014,588	457,732
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	7.18	△24.27	70.77	31.93
総 資 産 (千円)	14,746,452	14,350,838	17,082,026	17,808,508
純 資 産 (千円)	7,200,207	6,650,665	7,723,930	7,957,619
1株当たり純資産額 (円)	502.21	463.88	538.74	555.04

- (注) 1. 平成30年3月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第30期(平成27年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用し、第32期より繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
KUROTANI NORTH AMERICA INC.	US\$2,000,000.00	100%	非鉄金属の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの業績は、米国、欧州、我が国などの先進国や中国をはじめとした新興国の経済動向に左右されます。また、世界的な銅の需給動向、銅相場や為替相場の影響も大きく受けます。

近年の各国経済動向は、米国経済を中心に先進国は良好に推移。また、中国等新興国も先進国経済に引っ張られる形で底堅く推移していましたが、直近では、米国の保護主義的通商政策による貿易摩擦の拡大や金融引き締め継続の動きから新興国経済が不安定化する等、先行き不透明感が強まってきました。

また、銅市況に関しましても世界経済の順調な動きもあり、堅調な動きで推移していましたが、需給環境に大きな変化がないなか、世界経済への先行き懸念から急落しております。スクラップ市場に関しましても中国の環境規制強化や我が国のバーゼル法強化等、需給動向や価格動向の見通しが難しくなってきました。

しかしながら、中長期的にみた場合には、経済動向、市況環境に大きく影響を受けるものの、新興国を中心としたインフラ整備による資源需要や世界的な環境意識の高まりは趨勢的に増加していくものと思われることから、以下の課題を克服することによって当社グループの企業としての価値を高めて行きたいと考えております。

① 収益体制の強化

- A. 仕入ルートの特多様化による仕入れ力の拡大
- B. コスト低減・価格競争力の強化による販売力の拡大
- C. 市況変動リスクへの体制整備
- D. ビジネスモデルの变革

② グローバル戦略

- A. 海外市場へのアプローチ強化
- B. 現地化
- C. 海外企業との業務提携・資本提携
- D. グローバル化に向けた人材採用・育成

③ 経営体制の強化

- A. コーポレート・ガバナンスの強化
- B. 海外拠点との連携強化
- C. 管理体制の整備及び強化
- D. 安全管理体制の強化

(5) 主要な事業内容 (平成30年 8月31日現在)

事業区分	事業内容
非鉄金属事業	(インゴット) 国内外から集荷した銅スクラップ及び銅合金スクラップを原材料として配合、溶解し、得意先各社のニーズ、用途に合わせた形状・重量の製品約50品種を生産しております。
	(スクラップ) 国内外の仕入先(スクラップ回収業者、メーカー等)から仕入れた約150品種の非鉄金属スクラップについて選別・プレス等を行い、国内外の販売先(電線メーカー、銅精錬メーカー等)に販売しているほか、自社インゴット製造のための溶解用材料として利用しております。
	(その他) 伸銅品等の商品を仕入・販売しております。
美術工芸事業	美術工芸品の製造販売

(6) 主要な営業所及び工場 (平成30年 8月31日現在)

① 当社

本社・工場	富山県射水市
支店	東京都千代田区
事業所	新潟県新潟市東区

② 子会社

KUROTANI NORTH AMERICA INC.	本社(アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市)
-----------------------------	-------------------------

(7) 使用人の状況（平成30年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
非鉄金属事業	80名	1名減
美術工芸事業	17名	—
全社（共通）	27名	1名増
合計	124名	—

（注）全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
122名	—	40.7歳	13.1年

(8) 主要な借入先及び借入額（平成30年8月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社北陸銀行	2,880,660千円
株式会社北國銀行	2,150,056
株式会社三井住友銀行	1,525,000

2. 株式の状況（平成30年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
(2) 発行済株式の総数 14,336,912株（自己株式288株を除く）

（注）当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより発行済株式の総数は、7,168,600株増加しております。

- (3) 株主数 10,037名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社黒谷商店	5,696,000株	39.73%
黒谷純久	2,994,400	20.89
株式会社SMC	400,000	2.79
黒谷暁	200,000	1.39
黒谷昌輝	200,000	1.39
黒谷株式会社従業員持株会	140,300	0.98
株式会社北陸銀行	140,000	0.98
株式会社北國銀行	140,000	0.98
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	125,000	0.87
黒谷春美	120,000	0.84

- （注）1. 持株比率は自己株式（288株）を控除して計算しております。
2. 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株を2株に分割いたしました。これにより発行済株式の総数は、7,168,600株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年8月31日現在）

氏 名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
黒 谷 純 久	代 表 取 締 役 社 長	KURUTANI NORTH AMERICA INC. 代表取締役 THAI KURUTANI CO., LTD. 取締役 ㈱黒谷商店代表取締役 ㈱雄祥代表取締役
井 上 亮 一	代 表 取 締 役 副 社 長 経 営 企 画 部 ・ 総 務 部 管 掌 役 員	
鍛 治 清 高	取 締 役 部 員 非 鉄 金 属 事 業 ・ 新 潟 事 業 部 管 掌 役	
浦 田 伊 希 子	取 締 役 部 員 美 術 工 芸 部 管 掌 役 員 兼 美 術 工 芸 部 部 長	
明 翫 光 也	取 締 役 部 員 財 務 部 管 掌 役 員 兼 財 務 部 部 長	
石 黒 洋 二	取 締 役	石黒洋二税理士事務所代表 トナミホールディングス㈱社外監査役
鮎 義 彦	常 勤 監 査 役	
早 川 元 雄	監 査 役	早川法律事務所代表
折 橋 清 弘	監 査 役	折橋清弘税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役石黒洋二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早川元雄氏及び折橋清弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早川元雄氏は弁護士、折橋清弘氏は税理士とそれぞれ資格を有しており、財務、会計及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役石黒洋二氏、監査役早川元雄氏及び折橋清弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する㈱雄祥は、同氏が100%出資する会社であります。
6. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するKURUTANI NORTH AMERICA INC. は、当社が100%出資する子会社であります。
7. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するTHAI KURUTANI CO., LTD. は、当社が49%出資する関連会社であります。
8. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する㈱黒谷商店は、㈱雄祥が過半を出資する会社であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
水野憲一	平成29年11月28日	逝去	社外取締役
内山俊彦	平成30年3月9日	辞任	社外監査役 公認会計士内山俊彦事務所代表

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、平成29年11月28日をもって社外取締役を逝去により退任いたしました水野憲一氏及び平成30年3月9日をもって社外監査役を辞任いたしました内山俊彦氏との間に同様の契約を締結しておりました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2)	149,220千円 (4,500)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	14,000 (5,600)
合計 (うち社外役員)	11 (5)	163,220 (10,100)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、当期中に退任した取締役1名及び監査役1名については、上記の総額と員数に含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石黒洋二氏は、石黒洋二税理士事務所代表であります。トナミホールディングス(株)の社外監査役でもありますが当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役内山俊彦氏は、公認会計士内山俊彦事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役早川元雄氏は、早川法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役折橋清弘氏は、折橋清弘税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 水野 憲一	当事業年度において、平成29年11月28日に逝去するまでに開催された取締役会4回のうち4回に出席しました。企業経営経験者として高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 石黒 洋二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。主に税理士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 内山 俊彦	当事業年度において、平成30年3月9日退任までに開催された取締役会7回のうち7回に、また、監査役会8回のうち8回に出席しました。主に公認会計士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
監査役 早川 元雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会14回のうち14回に出席しました。主に弁護士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
監査役 折橋 清弘	平成29年11月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に、また、監査役会10回のうち10回に出席しました。主に税理士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の算定根拠の説明を受け、その内容と過去の監査実績をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当なものであると判断し、同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 企業行動規範をはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
 - ロ) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体又は稟議書により決定します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会や取締役会、経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。
 - ロ) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程を定め、適切な管理を行います。
 - ハ) 労働災害、自然災害、大規模な事故等の危機対応については、危機管理規程を定め、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 組織規程、取締役会規程及び業務分掌規程等により、権限と責任を明確にします。
 - ロ) 経営上の重要事項については取締役会や経営会議で決議します。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の企業集団管理に関する基本事項として「子会社管理規程」を定め、適正な業務運営を図るほか、同規程に定める一定の事項について、定期及び随時に報告を求めるものとします。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前承認を求めるものとし、子会社の意思決定が効率的に行われることを確保します。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の必要な情報を収集し経営内容を的確に把握するとともに、定期的に内部監査を行い、経営管理の適正を確保します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、取締役からの独立性に関する事項も含め、真摯に検討します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底します。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役に適切な報告を行います。

⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令等への違反もしくは当社の子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、速やかに当社の監査役に適切な報告を行います。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役へ報告を行った取締役及び使用人（当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者を含む）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用は会社が負担し、監査役からの費用の前払請求等に対しては適正に対処します。
- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人は、取締役会その他重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社では、暴力団等の反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。さらに、万一に備えて、反社会的勢力に関する情報収集と、有事の対処能力向上を主目的として、公益財団法人暴力追放運動推進センター等に加入しております。また、取引基本契約等の取引先との契約においても、反社会的勢力の排除に関する取り決めを行っており反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士及び警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統括部署となり対処するとともに、社内への報告並びに注意を促しております。
- ⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社では、取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、
イ) 社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の開催状況
ロ) 取締役、監査役、会計監査人及び内部監査室との連携状況
ハ) 子会社及び関連会社からの業務及び業績の報告状況
などから判断し、いずれの体制も適切に運用されていることを確認しております。

連結貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,111,654	流動負債	7,717,734
現金及び預金	2,206,289	支払手形及び買掛金	1,646,773
受取手形及び売掛金	5,839,682	短期借入金	4,649,540
電子記録債権	1,103,361	1年内返済予定の 長期借入金	1,040,478
商品及び製品	674,744	未払金	278,046
仕掛品	101,545	賞与引当金	20,079
原材料及び貯蔵品	2,881,462	その他	82,817
前渡金	1,421,861		
関係会社短期貸付金	50,850	固定負債	2,372,648
未収消費税等	666,855	長期借入金	2,278,878
その他	165,001	退職給付に係る負債	93,770
固定資産	2,955,552		
有形固定資産	2,233,629	負債合計	10,090,382
建物及び構築物	386,046	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	224,318	株主資本	7,810,806
土地	1,521,121	資本金	1,000,000
その他	102,142	資本剰余金	685,855
無形固定資産	11,281	利益剰余金	6,125,027
投資その他の資産	710,641	自己株式	△75
投資有価証券	666,856	その他の包括利益累計額	166,018
繰延税金資産	34,914	その他有価証券評価差額金	98,530
その他	8,870	為替換算調整勘定	67,487
資産合計	18,067,207	純資産合計	7,976,824
		負債純資産合計	18,067,207

連結損益計算書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		56,791,367
売 上 原 価		54,853,643
売 上 総 利 益		1,937,723
販売費及び一般管理費		1,192,675
営 業 利 益		745,048
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	12,211	
受取保険金	5,900	
違約金収入	4,557	
デリバティブ運用益	71	
持分法による投資利益	15,382	
その他の	4,185	42,309
営 業 外 費 用		
支払利息	78,868	
為替差損	12,073	
一部指定関連費用	19,000	
その他の	1,061	111,002
経 常 利 益		676,355
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	2,940	2,940
税金等調整前当期純利益		679,295
法人税、住民税及び事業税	181,531	
法人税等調整額	34,771	216,302
当 期 純 利 益		462,992
親会社株主に帰属する当期純利益		462,992

貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,656,322	流動負債	7,478,240
現金及び預金	1,986,654	支払手形	375,853
受取手形	243,649	買掛金	1,031,444
電子記録債権	1,103,361	短期借入金	4,649,540
売掛金	5,724,542	1年内返済予定の長期借入金	1,040,478
商品及び製品	674,744	未払金	278,028
仕掛品	101,545	未払費用	9,580
原材料及び貯蔵品	2,189,007	預り金	9,012
前渡金	1,750,952	賞与引当金	20,079
前払費用	20,156	その他	64,224
関係会社短期貸付金	50,850		
未収消費税等	666,855	固定負債	2,372,648
その他	144,001	長期借入金	2,278,878
固定資産	3,152,185	退職給付引当金	93,770
有形固定資産	2,233,629		
建物	348,181	負債合計	9,850,889
構築物	37,864		
機械及び装置	199,787	(純資産の部)	
車両運搬具	24,531	株主資本	7,859,088
工具、器具及び備品	98,794	資本金	1,000,000
土地	1,521,121	資本剰余金	685,855
建設仮勘定	3,348	資本準備金	293,024
無形固定資産	11,281	その他資本剰余金	392,831
ソフトウェア	9,493	利益剰余金	6,173,309
その他	1,787	利益準備金	9,000
投資その他の資産	907,274	その他利益剰余金	6,164,309
投資有価証券	483,252	別途積立金	1,550,000
関係会社株式	382,874	繰越利益剰余金	4,614,309
出資金	101	自己株式	△75
長期前払費用	313	評価・換算差額等	98,530
繰延税金資産	32,278	その他有価証券評価差額金	98,530
その他	8,455	純資産合計	7,957,619
資産合計	17,808,508	負債純資産合計	17,808,508

損 益 計 算 書

(平成29年9月1日から)
(平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		56,791,367
売 上 原 価		54,842,411
売 上 総 利 益		1,948,955
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,192,675
営 業 利 益		756,280
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,447	
受 取 配 当 金	10,763	
受 取 保 険 金	5,900	
違 約 金 収 入	4,557	
デ リ バ テ ィ ブ 運 用 益	71	
そ の 他	4,185	26,927
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78,868	
為 替 差 損	12,073	
一 部 指 定 関 連 費 用	19,000	
そ の 他	1,061	111,002
経 常 利 益		672,204
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,940	2,940
税 引 前 当 期 純 利 益		675,144
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	181,712	
法 人 税 等 調 整 額	35,699	217,412
当 期 純 利 益		457,732

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月10日

黒谷株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、黒谷株式会社の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒谷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月10日

黒谷株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒谷株式会社の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月12日

黒 谷 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役 飴	義 彦 ㊟
社外監査役 早 川	元 雄 ㊟
社外監査役 折 橋	清 弘 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本方針としております。第33期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は107,526,840円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年11月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	くろ谷純久 (昭和33年1月12日)	昭和59年9月 黒谷(株) (現 黒雄祥) 取締役就任 昭和60年11月 新日本美術(株) (現 当社) 常務取締役就任 平成9年7月 当社代表取締役専務就任 平成17年8月 当社代表取締役社長就任 (現任) 平成24年7月 KUROTANI NORTH AMERICA INC. 代表 取締役就任 (現任) 平成26年8月 THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役就任 (現任) 平成27年2月 (株)黒谷商店代表取締役就任 (現任) 平成29年4月 (株)雄祥代表取締役就任 (現任)	2,994,400株
	【取締役候補者とした理由】 黒谷純久氏は、グローバルなネットワークに裏打ちされた豊富な営業力と経験を有し、現在も当社の代表取締役としてリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	いのうえりょういち (昭和28年7月4日)	平成15年9月 (株)北陸銀行営業渉外部統括副部長 平成16年7月 当社入社 平成17年9月 当社社長室長 平成19年11月 当社専務取締役管理本部長就任 平成22年3月 当社専務取締役経営企画部管掌役員 就任 平成24年2月 当社代表取締役副社長経営企画部 管掌役員就任 平成28年11月 当社代表取締役副社長経営企画部・ 総務部管掌役員就任 (現任)	20,000株
	【取締役候補者とした理由】 井上亮一氏は、長年に亘る豊富な金融及び市場業務経験を有し、副社長として代表取締役社長を補佐する重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	鍛治清高 (昭和29年3月12日)	昭和53年 4月 黒谷(株) (現 榊雄祥) 入社 昭和60年11月 新日本美術(株) (現 当社) 入社 平成17年 9月 当社非鉄金属事業部執行役員就任 平成19年11月 当社取締役非鉄金属事業本部長就任 平成22年 3月 当社取締役非鉄金属事業部管掌役員就任 平成26年 1月 当社取締役非鉄金属事業部管掌役員就任 平成26年 5月 当社取締役非鉄金属事業・新潟事業部管掌役員就任 (現任)	20,000株
		【取締役候補者とした理由】 鍛治清高氏は、営業部門において豊富な実績・経験を有し、現在も当社の主力部門を統括する重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
4	浦田伊希子 (昭和35年8月19日)	昭和61年10月 当社監査役就任 平成元年 7月 当社監査役退任 平成 4年 9月 黒谷(株) (現 榊雄祥) 入社 平成 8年11月 当社取締役就任 平成16年 5月 当社取締役退任 平成23年 9月 当社美術工芸部部長 平成24年11月 当社取締役美術工芸部管掌役員兼美術工芸部部長就任 (現任)	24,000株
		【取締役候補者とした理由】 浦田伊希子氏は、美術工芸部門において豊富な実績・経験を有し、現在も新製品の開発等に重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
5	明翫光也 (昭和33年12月21日)	平成15年 5月 ゲンキー(株)入社 平成18年 1月 同社財務部長 平成19年11月 当社入社財務部長 平成26年11月 当社取締役財務部管掌役員兼財務部長就任 (現任)	2,800株
		【取締役候補者とした理由】 明翫光也氏は、財務部門全般において豊富な識見を有し、現在も当社の財務部門を統括する重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
6 ※	舩田敏彰 (昭和44年8月4日)	平成10年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成15年 5月 公認会計士登録 平成19年 9月 当社入社社長室長補佐 平成20年 4月 当社内部監査室長 (現任)	5,000株
		【取締役候補者とした理由】 舩田敏彰氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当の知見を有し、現在も当社の内部監査室長として重要な役割を担っていることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7 ※	高藤 豊 (昭和41年9月13日)	昭和60年 6月 黒谷(株) (現 黒雄祥) 入社 昭和60年11月 新日本美術(株) (現 当社) 入社 平成26年 9月 当社非鉄製造部 部長 (現任)	－ 株
		【取締役候補者とした理由】 高藤豊氏は、非鉄製造部門において豊富な実績・経験を有し、現在も当社の非鉄製造部 部長として重要な役割を担っていることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	
8	石黒洋二 (昭和16年5月7日)	平成10年 7月 金沢税務署長就任 平成11年 8月 石黒洋二税理士事務所代表 (現任) 平成15年 6月 トナミ運輸株式会社 (現 トナミホールディングス株式会社) 社外監査役就任 (現任) 平成25年11月 当社社外監査役就任 平成28年11月 当社社外取締役就任 (現任)	－ 株
		【社外取締役候補者とした理由】 石黒洋二氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、税理士として財務及び会計に関する相当の知見を有し、当社の経営に対する適切な助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	
9 ※	石黒達郎 (昭和26年3月12日)	平成23年 6月 ㈱北陸銀行取締役専務執行役員就任 平成24年 6月 堤商事(株)取締役社長就任 平成25年 6月 北陸ソフトウェア(株)代表取締役社長就任	－ 株
		【社外取締役候補者とした理由】 石黒達郎氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営体制の強化に活かしていただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。	

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 当社は石黒洋二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

また、石黒達郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合は、新たに独立役員とする予定であります。

3. 石黒洋二氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、平成25年11月から平成28年11月までの3年間当社の社外監査役でありました。

4. 当社は、石黒洋二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。石黒洋二氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、石黒達郎氏が原案通り選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 浦田伊希子氏は当社代表取締役社長黒谷純久氏の妹妹であります。

6. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

当社の監査役2名が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	あめ よし ひこ 飴 義 彦 (昭和32年11月25日)	昭和55年4月 黒谷(株) (現 (株)雄祥) 入社 昭和60年11月 新日本美術(株) (現 当社) 入社 平成18年7月 当社総務部長 平成19年11月 当社常勤監査役就任 (現任)	8,000株
	【監査役候補者とした理由】 飴義彦氏は、当社製造部門及び管理部門において豊富な経験を有し、現在も常勤監査役として、当社の経営に対する適切な監査や助言が期待できるため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		
2	はや かわ もと お 早 川 元 雄 (昭和15年3月30日)	平成10年4月 名古屋地方検察庁半田支部長 平成11年7月 富山公証人合同役場公証人就任 平成19年6月 富山県弁護士会弁護士登録 早川法律事務所代表 (現任) 平成26年11月 当社社外監査役就任 (現任)	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 早川元雄氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に関する相当の知見を有し、当社の経営に対する適切な助言が期待できるため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 当社は早川元雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。早川元雄氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
2. 早川元雄氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 当社は、早川元雄氏が代表を務める早川法律事務所とは顧問契約など締結していません。
4. 早川元雄氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
5. 各候補者と当社に特別な利害関係はありません。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

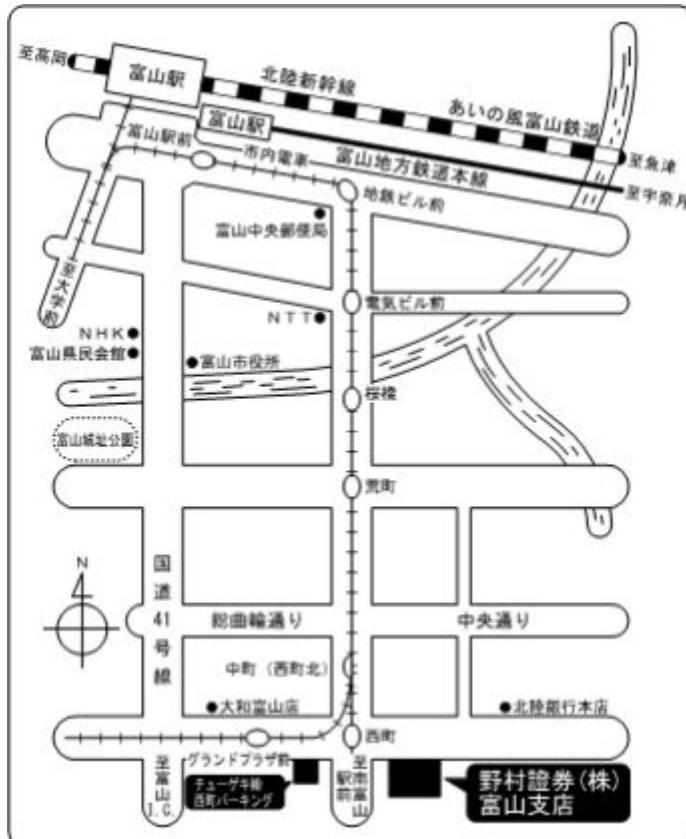
(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：富山県富山市堤町通り一丁目4番3号
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール
TEL 076-421-9835



交通 「富山駅」より車で約10分

市電 「西町」電停より徒歩で約2分

車でお越しの方は「チューゲキ(株)西町パーキング」(徒歩約3分)をご利用ください。